

牛滝小中学校の 休校再開に伴う取り組み

令和7年9月

青森県 佐井村

《 目 次 》

◆佐井村の概況	3
◆人口の推移・推計と年齢構成	4
◆学校教育の状況等	
◇本村の状況	5
◇学校規模・配置の適正化に関する基本的な考え方	6
◆佐井村立牛滝小学校「再開」に係るこれまでの取組み（概要）	7
◆佐井村立牛滝小学校開校準備委員会設置要綱	9
◆牛滝小学校開校準備委員会の活動報告	10
◆牛滝小学校の開校に伴う教職員への引継ぎ	11
◆牛滝小学校の開校にあたり（令和5年4月1日～）	12

佐井村の概況

佐井村は、青森県下北半島（本州最北端に位置し、四方を海に囲まれた「まさかり」の形をした半島）の西側に位置し、津軽海峡に沿って南北を底辺とする細長い三角形をなし、「まさかり」に例えるなら刃の部分となり、津軽海峡を隔てて北海道渡島と相對しています。地形は、概して峻険平坦地が少なく、ほとんどが山地となっており、川沿いに広がるわずかな平坦地や入り江に、海岸線に沿って8集落、山間部に1集落が点在しています。



村役場の所在地から牛滝までの距離は約30キロあるが地理的な道路事情から、所用時間は車で約50分（冬季間は約60分）を要する。

人口の推移・推計と年齢構成

本村においては、昭和30年（1955）の5,642人をピークに他地域より数十年早いスピードで減少傾向が続いており、令和2年（2020）国勢調査では、1,925人となっています。

今後も人口減少が見込まれ、令和12年（2030）には1,403人、令和27年（2045）には842人と推計されています。

また、年齢構成において、15歳未満の年少人口割合では、昭和30年（1955）は、全体の42.8%が、令和12年（2030）で5.3%となっており、15歳から65歳未満の生産年齢人口割合は、昭和30年（1955）は、全体の52.2%が、令和12年（2030）で42.7%となっており、65歳以上の老年人口割合は、昭和30年（1955）は、全体の5.0%が、令和12年（2030）で57.7%となっており、令和27年（2045）で52.0%とそれぞれ推計されています。

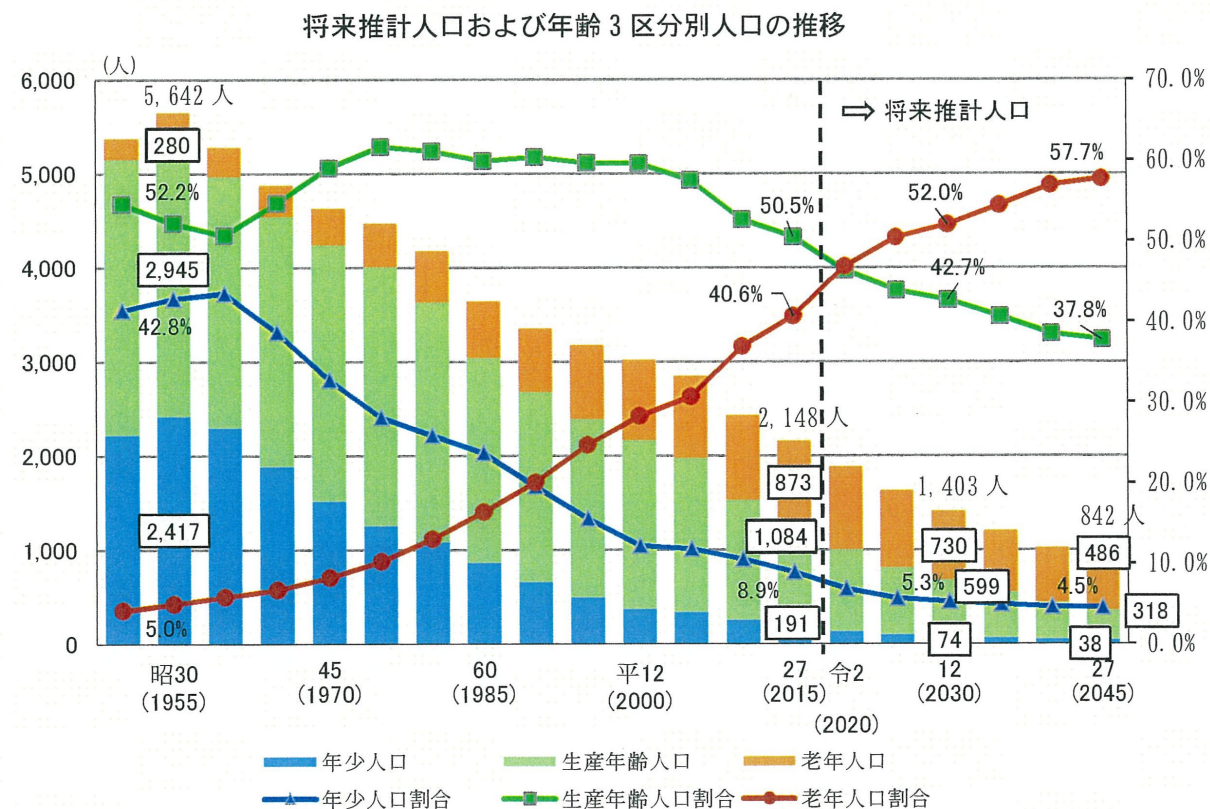
【直近の状況】令和7年8月末時点

○人口 1,577人

・うち65歳以上 781人（49.5%）

・うち15歳未満 87人（5.5%）

○牛滝地区の状況 世帯数：43世帯 人口：87人



学校教育の状況等

本村の状況等

村教育委員会では、学校統合の背景である社会的な少子化の進行により、小・中学校の通学距離、学校規模、学校維持管理費、教育効果等を総合的に考慮しつつ、適正規模・配置化を図るため統廃合を実施してきました。
近年の動向と現在の状況等は次のとおりとなっています。

(1) 近年の動向と現在の配置状況

学校名	設置状況	備 考
佐井小学校	存続	
佐井中学校	存続	
牛滝小学校	①休校 ②再開	①平成31年度～ ②令和5年度～
牛滝中学校	①休校 ②再開	①令和3年度～ ②令和7年度～
原田小学校	閉校（統廃合）	平成17年度 佐井小へ
磯谷小・中学校	閉校（統廃合）	平成17年度 佐井小・中へ
長後小・中学校	閉校（統廃合）	平成17年度 佐井小・中へ
福浦小・中学校	閉校（統廃合）	平成30年度 佐井小・中へ

(2) 児童生徒数の状況 ※令和7年8月末現在

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
小学校	9	2	8	4	1 1	3
（うち牛滝）					1	
中学校	7	1 0	7			
（うち牛滝）	1					

(3) 今後の入学者数の状況 ※R7. 4. 1 基準

	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
小学校	9	7	6	3	9	6
（うち牛滝）		1	1			
中学校	7	3	1 1	4	8	2
（うち牛滝）			1			

学校規模・配置の適正化に関する基本的な考え方

少子化に対応した学校規模の適正化は全国的に大きな課題となっており、学校設置者である市町村は、主体的な検討を行うことが求められています。

しかしながら、地域コミュニティの核としての性格を有することが多い学校の統合の適否の判断は、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討すべき困難な課題であります。

(1) 教育的な観点

文部科学省では、義務教育段階の学校の役割として、社会的自立に向けて、人間として、また、家族の一員、社会の一員として、更には国民として共通に身につけるべき基礎・基本を着実に学習し定着させることを目標としており、このため、学校では、単に教科書等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み社会性や規範意識を身につけさせることが重要であり、そのためには一定の規模の児童生徒集団の確保やバランスのとれた教職員集団が配置されることが望ましいとしている。

(2) 地理的要因や地域事情による小規模校の存続

山間へき地、離島といった地理的な要因や、過疎地など学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等の様々な地域事情により、学校統合によって適正規模化を進めることが困難であるとする地域や、小規模校を存続させることが必要であるとする市町村の判断も尊重される必要があります。

また、児童生徒の通学条件として通学距離・時間を考慮することが必要で、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

通学距離の国の目安としては、小学校が4 km以内、中学校で6 km以内が妥当とされているが、それを大きく上回る事案もある。通学時間の調査結果では、10分未満～75分までと幅広いものの、9割以上が1時間以内となっている。

佐井村立牛滝小学校「再開」に係る これまでの取組み（概要）

- | | | | |
|-------------|--|------------|---|
| ① 平成30年 4月～ | 牛滝小学校（休校措置） | ⑬ 令和 3年11月 | 村教育委員会会議
・在籍希望を踏まえた再開計画変更（前倒し）を検討
・地区との意見交換会の状況報告 |
| ② 令和 3年 4月～ | 牛滝中学校（休校措置） | ⑭ 令和 3年11月 | 下北教育事務所への報告
・現況と今後の見通しを報告し、指導や助言を要請 |
| ③ 令和 3年 5月 | 村教育委員会会議（再開年次計画・案）協議 | ⑮ 令和 3年12月 | 村議会（再開年度計画の前倒し・案）情報提供 |
| ④ 令和 3年 5月 | 村総合教育会議（再開年次計画・案）協議 | ⑯ 令和 3年12月 | 村学校教育推進委員会・学校経営部会（情報提供） |
| ⑤ 令和 3年 5月 | 村教委・牛滝地区「意見交換会①」
・令和8年度 再開を想定した年次計画（案）
・休校中の学校施設の維持管理対応 | ⑰ 令和 4年 1月 | 村・村教委との協議（再開計画の方針等） |
| ⑥ 令和 3年 5月 | 村議会（再開年度計画・案）情報提供 | ⑱ 令和 4年 1月 | 村教育委員会会議
・開校に伴う整備計画に関する基本方針（案） |
| ⑦ 令和 3年 6月 | 牛滝小中学校校舎等維持管理業務（契約締結） | ⑲ 令和 4年 1月 | 村議会（再開計画の進捗状況）報告・協議 |
| ⑧ 令和 3年 7月 | 村教育委員会会議（地区との意見交換会）報告 | ⑳ 令和 4年 3月 | 村教育委員会会議（再開計画・議会状況）報告 |
| ⑨ 令和 3年 7月 | 村学校教育推進委員会・学校経営部会（情報提供） | ㉑ 令和 4年 4月 | 牛滝小中学校校舎等維持管理業務（契約締結） |
| ⑩ 令和 3年 8月 | 保護者からの在籍希望の意向相談 | ㉒ 令和 4年 5月 | 下北教育事務所との開校に向けた協議 |
| ⑪ 令和 3年11月 | 村・村教委との協議（再開計画の方針等） | ㉓ 令和 4年 5月 | 村総合教育会議（再開年次計画・案）協議
・開校に伴う整備計画に関する基本方針を策定 |
| ⑫ 令和 3年11月 | 村教委・牛滝地区「意見交換会②」
・在籍希望を踏まえた再開計画変更（前倒し）を検討
・学校施設改修に伴う地区センター活用の可能性（快諾） | | |

- ⑬ 令和 3 年 1 1 月 村教育委員会会議
- ・在籍希望を踏まえた再開計画変更（前倒し）を検討
 - ・地区との意見交換会の状況報告
- ⑭ 令和 4 年 6 月 村教委・牛滝地区「意見交換会③」
- ・令和 5 年度 開校の年次計画（説明）
 - ・施設改修は、経費削減のため必要最小限の施工内容とする
- ⑮ 令和 4 年 6 月 村議会（再開に伴う整備計画の状況）報告・協議
- ⑯ 令和 4 年 7 月 村教育委員会会議（地区との意見交換会）報告
- ⑰ 令和 4 年 7 月 村学校教育推進委員会・学校経営部会（情報提供）
- ・牛滝小学校開校準備委員会設置の提案と協力依頼
- ⑱ 令和 4 年 8 月 村教育委員会会議
- ・牛滝小学校開校準備委員会設置要綱の制定
- ⑲ 令和 4 年 8 月 第 1 回 牛滝小学校開校準備委員会を開催**
- ・「施設整備部会」と「運営・環境整備部会」の
所掌事務を推進
- ⑳ 令和 4 年 8 月 村議会（準備委員会設置、整備計画）報告・協議
- ㉑ 令和 4 年 1 1 月 村教育委員会会議（準備委員会の進捗状況）報告
- ㉒ 令和 4 年 1 1 月 村議会（準備委員会の進捗状況）情報提供・報告
- ㉓ 令和 4 年 1 2 月 村学校教育推進委員会・学校経営部会（進捗状況等）

- ⑳ 令和 5 年 1 月 村教委・牛滝地区「意見交換会④」
- ・これまでの経緯
 - ・牛滝小学校開校準備委員会の進捗状況
 - ・牛滝小学校「教育課程編成の方針」案
- ㉑ 令和 5 年 2 月 保護者との面談
- ・地区意見交換会を踏まえた意向確認
- ㉒ 令和 5 年 2 月 地区住民と共同での校舎清掃（地区：1 3 名参加）
- ㉓ 令和 5 年 2 月 第 2 回 牛滝小学校開校準備委員会を開催**
- ・活動報告（まとめ） ※今年度の見込含む

佐井村立牛滝小学校開校準備委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「牛滝小中学校の開校（休校）に伴う整備計画に関する基本方針」に基づき、令和5年度に再開する当該学校の開校に向けた諸課題等について意見交換を行い、もって開校の円滑な準備や移行に資するため、佐井村立牛滝小学校開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について、協議検討・整備を行う。

- (1) 学校施設整備に関すること。
- (2) 学校経営・運営に関すること。
- (3) 学習環境整備に関すること。
- (4) 地域協働に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 村立佐井小学校、村立佐井中学校の校長
- (2) 前号に掲げる学校の校長が推薦する者
- (3) 副村長並びに教育長及び生涯学習課職員
- (4) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に規定する委員は、教育委員会から委嘱されたものとみなす。

(構成)

第5条 準備委員会に、委員長、副委員長、事務局長及びその他必要な職を置く。

- 2 委員長は教育長、副委員長は副村長、村立佐井小学校長とし、事務局長には生涯学習課長をもって充てる。
- 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 事務局長は、準備委員会の庶務を処理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議は委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見等を聴取することができる。

(部会)

第7条 準備委員会の第2条に定める所掌事務を具現化するため、次の部会を置き、その結果を準備委員会に報告するものとする。

- (1) 施設整備部会
- (2) 運営・環境整備部会
- 2 部会は、準備委員会委員で組織する。

(部会の構成)

第8条 部会長及びその他必要な職を置く。

- 2 施設整備部会長は副村長、運営・環境整備部会長は村立佐井小学校長をもって充てる。
- 3 部会長は、各部会の会務を総理する。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、第6条の規定を準用する。

(補則)
第10条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則
(施行期日)
1 この要綱は、公布の日から施行する。
(この要綱の失効)
2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

牛滝小学校開校準備委員会の活動報告

【準備委員会】 ●8月19日(金) 第1回準備委員会
●2月27日(月) 第1回準備委員会

【活動報告】 以下のとおり

(施設整備部会)

- 校舎改修調査・工事実施設計業務
- 教育住宅修繕(大工、電気設備、建具)
- 教員住宅ボイラー・水道設備点検委託業務
- 教育住宅用ストーブ購入
- 校舎、体育館、教育住宅の整理(廃棄)・清掃
- (仮)校舎改修工事 ※R5(発注)

(運営・環境整備部会)

- ◎各種計画・方針等の策定(学校歴、指導計画、経営方針など)
- 各種書類等の事務処理(作成、提出、届出など)
- 牛滝地区との意見交換会(経過報告、認識共有、要望など)
- 行政等、校務用PC等の整備(3月末まで)
- 教材、備消耗品類の整備(3月末まで)

牛滝小学校の開校に伴う教職員への引継ぎ

現在休校中の牛滝小学校は、令和5年4月1日から開校（再開）に伴い、4名の教職員（校長、教頭、担任、養教）が赴任される予定である。

通常であれば、移動する教職員は、現所属校長から口頭による内々示後、赴任先校長へ連絡し、日程調整のうえで引継ぎすることが慣例となっているが、当該校は休校であるため、引継ぎ業務に関して、事前確認したうえで対応に備える。

いずれにしても、異例の事案により様々な場面において通常が適用されないことが予想される。赴任される教職員が少しでも安心・安定した学校運営ができるよう、村教委として柔軟かつ丁寧な対応を心がける。

【村教委】

○休校措置のため、当時（令和2年度末）の校長から教育長が引継ぎを受けている。

○引継ぎは、村教委（前内山教育長）が行い、生涯学習課長も同席する。

※教育課程編成の方針（案）、学校間交流などを踏まえ、佐井小学校長（準備委員会副委員長）に立会い（同席）いただく。

【教職員】

○異動発表後の連絡先は、佐井村教育委員会生涯学習課長とする。（調整済）

○引継ぎ業務等の日程調整を確認する。
（日時、場所など）

【日程・案】

（期日） 3月27日（月）

（場所） 役場「第2委員会室」

※その後、現地へ（校舎、住宅等）

（工程）

（1） 9：30～ 校長・教頭引継

参集者：牛滝小校長、牛滝小教頭

前教育長、課長、準備委員会副委員長

（2） 10：15～ 学校事務引継

参集者：小校長、牛滝小教頭、佐井小事務主任

（3） 11：00～ 転入職員顔合わせ

参集者：牛滝小教職員4名

課長、課長補佐、準備委員会（2名）

～ 昼食・休憩 ～ 12：30（牛滝へ）

（4） 13：30～ 校舎一巡、教育住宅内覧

牛滝小学校の開校にあたり（令和5年4月1日～）

村教育行政の施策などについては、村教育長の意向を踏まえて方針等に反映しながら運営すべきところであるが、教育長の就任時期が不透明な状況である。

しかしながら、年度末・始めは重要な施策等の方向性を示していく時期でもあり、事務局として、課題解決や施策執行の見通し・道筋を模索し、推進していく。

教育長就任の際は、改めて、意向・方針等を考慮しながら柔軟に対応していく。

当該案件については、村教委はじめ、村立小中学校間での緊密な連携強化が求められる。

（1）学校間での行事・授業等交流について
村学校教育推進委員会（学校経営部会）での、情報・認識共有はもとより、先生同士での意思疎通などの連携が重要である。

（2）学校事務について
主に教頭が担当することになると思われるが、村学校教育推進委員会（環境整備部会）や村立小中学校事務共同実施推進協議会での取り組みにもあるように、村教委や小中学校事務職員の支援体制・強化は必須となる。

- （3）学校と保護者・地区との連携について
双方の意向などを踏まえ、村教委が調整役となり、信頼関係構築の一役を担う。
- （4）牛滝小学校「開校式」について
日時・内容等は、学校・地区・村長部局など関係者と調整しながら決定する。
式典は、大規模で対外的なものではなく、身内でのアットホームな規模で実施。
（時期） 令和5年5月
（参集） 村長、副村長、教育長、教育委員、村議会議長、村議会議員、佐井小・中学校長、牛滝小学校教職員、在籍児童と保護者、牛滝地区総代、牛滝地区住民

●牛滝小中学校の児童生徒数（見込）

	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
小学校 (入学)	2	1	2	2	2	2	2	2	1
中学校 (入学)		1	1	2	1	1			1
		1		1					1

ご清聴ありがとうございました